

第三十五号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部が改正され、退職手当の調整額が改定されたこと等に鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。